

関税法施行規則の一部を改正する省令参照条文

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（入港手続）

第十五条 外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、入港の時から二十四時間（その時間が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）に含まれる場合においては、その行政機関の休日に含まれる時間を除いて計算する。第十八条第一項（入出港の簡易手続）において同じ。）以内に政令で定める事項を記載した入港届、積荷目録、船用品目録、旅客氏名表（当該外国貿易船に旅客が乗船する場合に限る。）及び乗組員氏名表を税関に提出するとともに、船舶国籍証書又はこれに代わる書類を税関職員に提示しなければならない。ただし、入港した開港の所在地を所轄する税関にあらかじめこれらの書類（入港届を除く。）を提出した場合は、その提出した書類については、この限りでない。

275 （省 略）

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（抄）

（外国貿易船の入港届等の記載事項）

第十二条 法第十五条第一項（外国貿易船の入港の手続）に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

一 （省 略）

二 積荷目録 船舶の名称及び国籍並びに積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの番号

三 四 （省 略）

五 乗組員氏名表 船舶の名称及び国籍並びに乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名